

施設基準

③ PET検査

全国病院経営管理学会

診療放射線業務委員会 委員

安楽 弘一（相澤病院 放射線画像診断センター）

費用算定するための施設基準

- ▶ 核医学診断経験3年以上かつ、所定研修（一般社団法人 日本核医学会主催PET研修セミナー）を終了した、常勤医師が1名以上。
- ▶ 機器ごとに専任技師1名以上。
（PET製剤の取扱いに関し専門知識・経験を有する。）

※専任とは：就業時間の5割以上の従事が必要。

所定点数を算定するための施設基準

- 特定機能病院・がん診療連携拠点病院もしくは、施設共同利用率30%以上の医療機関。
上記が満たされない場合所定点数の80%にて算定される。

- ✓ 施設共同利用率 = (院外紹介患者数 / 全患者数) × 100
- ✓ 当院では、地域がん診療連携拠点病院
施設共同利用率(H28年度) = (1200件 / 1800件) = 67%
- ✓ ¹⁸F DG PET/CT検査 --- 所定点数 8625点
80%算定では1725点の減額算定となり年間1800件では
3千万円↓減収

^{18}F FDG-PET核医学診断料

18FDG	PET	7,500点
	PET-CT	8,625点
	PET-MRI	9,160点
	乳房用PET	4,000点

※乳房用PETは全身PET撮影と併せて同日に行った場合に限り算定可能。

※シンチグラムでは新生児や小児撮影に対する加算があるがPETは算定項目はない。

デリバリ- ^{18}F FDG 薬価 ¥45,200(税抜)

院内製造 ^{18}F FDG単価 1回製造 ¥60,000/検査件数

^{18}F FDG-PET検査 対象疾患名

対象疾患名	算定要件
1. てんかん	難治性部分てんかんで外科切除が必要とされる患者に使用する。
2. 悪性腫瘍 (早期胃癌を除き、 悪性リンパ腫を含む。)	他の検査、画像診断により病期診断、 転移・再発の診断が確定できない患者 に使用する。



返戻・査定の発生

平成28年度 社保・国保審査委員と県医役員との合同懇談会協議事項より

～PETおよびPET/CTの適応に関する3原則～

1. 癌の確定病名
2. 転移・再発を疑う場合は、その旨を詳記するか傷病名を記載する。
3. 1と2の根拠となる検査、画像診断の施行日、検査内容がある詳記する。「検査・画像診断」の検査とは原則超音波検査、病理検査をいい、腫瘍マーカーは該当しない。また画像診断からPET、PET/CTを実施するまでの期間は概ね3ヶ月以内とする。

PET検査に於ける返戻・査定

当院PETセンターでの

H29年1月～12月期

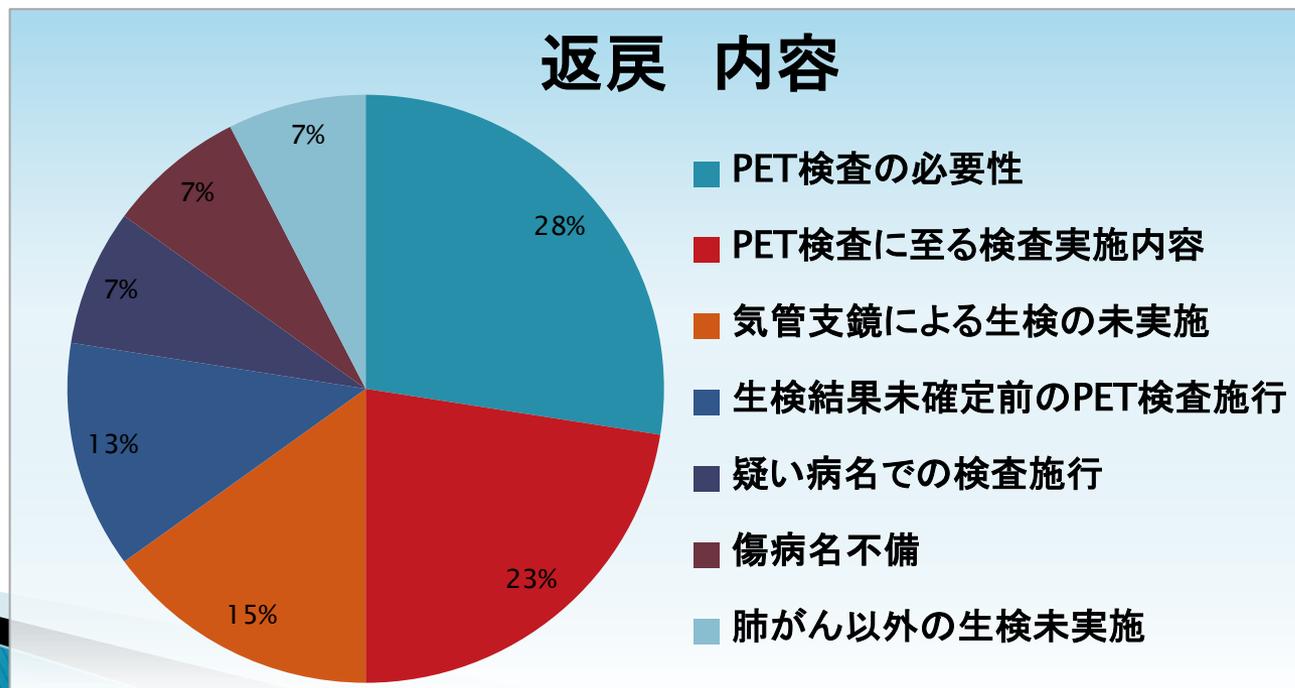
- ◆ 返戻件数40件（全体2.2%）
- ◆ 査定件数25件（全体1.5%）

（※返戻にて再請求申請も6件が査定）

査定となった場合：実施した医療行為の対価が得られない
25件→150万円減収

PET検査に於ける返戻内容

- ▶ PET以外の画像診断にて、病期診断・転移や再発診断ができると判断された場合。
- ▶ 肺がんの確定診断に気管支鏡の未実施、気管支鏡の生検結果が詳記に記載がない場合に返戻傾向。
- ▶ 疑い病変にて、確定診断にPET検査を用いる場合。



まとめ

- ▶ PET施設基準は所定研修を修了した常勤医師および専任技師の1名以上の配置が必要。
- ▶ 施設共同利用率30%未満の医療機関(指定病院は除く)は所定点数の80%での算定。
- ▶ 乳房用PETは算定要件は全身PET撮影と併せて施行した場合のみ算定可能。
- ▶ PET検査は保険対象疾患および算定要件があり、確定診断が確定(生検・蓋然性の担保)されていないと返戻・査定の対象となる場合が多い。
→ 検査事前に算定対象の適応の可否を知る必要がある。